0 0 7 江 木 衷 法 理 • 学 理 に 生き たい た ず 6 者 冷 灰 博

没 年 一九二五(大正十四)年四月八日生 年 一八五八(安政五)年九月十九日出身地 山口県岩国市

士

りを発揮していた。 妨害」を繰り返し、 は良かったものの、 語学校に入学しようとするその時、江木は共学舎で成績 で わば藩の俊秀として英才教育を受けて上京し、 英国語学所・山口中学に学び、 江之 たため、 木衷は渡辺安積と同郷である。 交友はあまりなかったようである。 放校処分相当とされるほどの悪童ぶ 談笑、無根の戯れ言など常に「授業 彼は私塾共学舎に学ん 一歳年下の渡辺は 東京英 渡辺が

書を焼き捨ててしまったという話を彷彿とさせるものが替えて雷大臣の怒りもどこ吹く風と澄ましていた話や、同僚の都筑馨六と各府県の役所から届けられる煩瑣な同時の都筑馨六と各府県の役所から届けられる煩瑣な同には無用とスプリング付きの椅子と自分の椅子を取り上では無用とスプリング付きの椅子と自分の椅子を取りた。

るいは品川弥二郎にたいへん気に入られ、秘書官や参江木は、この長州藩閥の大物先輩である井上や、あ

た。そこには大意以下のように記されている。健三とともに民法典施行延期運動の中心的な人物であっ宛てて一通の手紙を書いた。彼は内閣官報局長の高橋一八九二年四月二十三日と推定されるが、江木は井上に事官として側近に置かれていた。法典論争のさなかの

候」というものであった。

私が起草し事前にご覧頂いた「法典実施延期意見」を私が起草し事前にご覧頂いた「法典実施延期意見」を記述れたいもの立場から避けがたいものです。「此意見まには私どもの立場から避けがたいものです。「此意見まとは私どもの立場から避けがたいものです。「此意見ますることが決りました。たびたび過激だとの批判も公表することが決りました。たびたび過激だとの批判も公表することが決りました。たびたび過激だとの批判も公表するというものであった。

ならぬ決意が伝わってくる。中枢にある井上への気遣いとともに、法典に対する並々中枢にある井上への気遣いとともに、法典に対する並々

法理精華社から有斐閣に変えて批判論考を継続して 冊めを「法理精華号外」として出版、次いで出版社を 髪を容れず自らの『日本民法講義 や渋谷慥爾の民法批判を掲載予定であったが、江木は間 てしまった。発行停止号は花井の社説とともに奥田義人 評」をきっかけに、政府から同誌の発行停止が命ぜられ 行された。九〇年七月、花井卓蔵執筆の論説「新法典概 るを得なかったが、『法理精華』誌上では論文掲載が続 にその講義録を発表するなど批判の度合いを強めていっ 利法律学校の講義テーマとし、あるいは『法理精華』 上あたりからの注意があってであろう、講義は中止せざ た。そのため、二回ほど講義したところで、おそらく井 木は民法草案が公表されると、子細に検討して英吉 財産篇之部』の第一 11 9



江木衷

木が早く死んでし

江木の徹底した 実施断行派の人々 実施断行派の人々

止」とそのお門違いを難じた。

り」とわざわざ自らの著書の序文に記している。これが
り」とわざわざ自らの著書の序文に記している。これが
、

いやしくも法律社会に意見を公表せんとする者が偏狭な言いがかりを受けることはもとよりあることであるころはただ近世の法理のみ、法理あに藩屏あらんや、余や今ま民法講義の任に当れり、小人痴漢の感情如何を顧や今ま民法講義の任に当れり、小人痴漢の感情如何を顧めるらば攻撃論難毫も仮借するところなかるべし」と言い放っている。

を抱く一代の侠骨であった。 法典論争が実施延期で決着すると、江木は官途を退き 大如く冷えた灰の下に法理・学理に殉ずる確かなほむら た如く冷えた灰の下に法理・学理に殉ずる確かなほむら た如く冷えた灰の下に法理・学理に殉ずる確かなほむら

15